

## 「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(静岡県指定 第2271200046号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	8

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 富岳会
- (2) 法人所在地 静岡県御殿場市神山 1925 番地の 1148
- (3) 電話番号 0550-87-0167
- (4) 代表者氏名 理事長 山内 剛
- (5) 設立年月 昭和45年2月1日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年3月1日指定

静岡県第2271200046号

※当事業所は特別養護老人ホームオレンジシャトー富岳に併設されています。

(2) 事業所の目的 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

(3) 事業所の名称 富岳ギャザーホーム

(4) 事業所の所在地 静岡県御殿場市神山 1925 番地の 1193

(5) 電話番号 0 5 5 0 - 8 7 - 5 5 5 0

(6) 事業所長（管理者）氏名 東海 養一

(7) 開設年月日 平成 6 年 6 月 1 日

(8) 利用定員 月・火・水・木・金... 3 0 名（第 1 号通所事業含む）

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 御殿場市全域、裾野市金沢、今里、下和田、須山地区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 年末年始（12月31日～1月3日）を除く
サービス提供時間	9時00分～16時05分
営業時間 （電話受付時間）	8時00分～17時00分

※延長サービスご利用については、19時00分まで対応いたします。

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	配置数
-----	-----

1. 所長（管理者）	1名
2. 介護職員	3名以上
3. 生活相談員	1名以上
4. 看護職員	1名以上
5. 機能訓練指導員	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間： 8：00～17：00 10：00～19：00
2. 生活相談員	勤務時間： 8：00～17：00

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービス

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）\*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事（但し、食材料費及び調理費は別途いただきます。）

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

②入浴

入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴して頂くことができます。

③排泄

排泄の自立を促す為、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行いません。

#### ④個別機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ⑤口腔ケア

昼食後の口腔内の清潔を保つため歯磨き等を行いません。

〈サービス利用料金(1回あたり)〉(契約書第6条参照)

下記の料金表によります。ご契約者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。

	要介護状態区分	単 位 〔注1〕	サービス利用料 単位×10.14円(注2)	利用者負担額 (1割)(注3)
通所介護サービス費	要介護1	658	6,672円	667円
	要介護2	777	7,879円	788円
	要介護3	900	9,126円	913円
	要介護4	1,023	10,373円	1,037円
	要介護5	1,148	11,641円	1,164円
入浴介助加算		40	406円	41円
科学的介護推進特加算		40/月	406円	41円
サービス提供特強化加算II		18	183円	18円
サービス提供特強化加算III		6	61円	7円
個別機能訓練加算I〔注6〕		56	568円	57円
延長サービス加算(～9時間)		50	507円	51円
延長サービス加算(～10時間)		100	1,014円	102円

注1 介護保険の単位は厚生労働大臣が告示で定める介護報酬です。

介護報酬に変更があった場合、利用者負担額も自動的に改定されます。

注2 御殿場市は7級地なので1単位は10.14円となります。

注3 負担割合が2割の方については上記金額の2倍になります。

負担割合が3割の方については上記金額の3倍になります。

注 4 上記の他、介護職員等処遇改善加算Ⅱ(介護報酬×1,000分の90)がかかります。

注 5 加算や金額換算の端数処理のため円単位で誤差が生じますので、上記の金額は目安としてご確認ください。

注 6 機能訓練の対象者は月曜日から金曜日の利用者になります。

注 7 延長サービス利用の場合は、事前に担当介護支援専門員等を通してご相談下さい。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照) \*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

### ①食費〔食材料費及び調理費〕

ご契約者に提供する食事代です。

料金：朝食 370円 昼食 710円 夕食 620円

※ご本人による弁当の持ち込みに関しまして制限は致しませんが、当施設では一切の責任を負いかねます。

## ②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の事業実施地域の境界とサービス提供先までの実費を頂きます。

実費額 = 通常の事業の実施地域の境界からサービス提供先までの距離（往復）K m ÷ 10 × 100

## ③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

## ④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 1 0 円

## ⑤日常生活上必要となる諸費用実費

おむつ代

体調不良や緊急時等、必要な場合はオムツ（リハビリパンツ含む）を使用します。その際は、現物にて返品をお願い致します。

## ⑥洗濯代 1 回 1 0 0 円（税別）

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

## ⑦医療

医療機関への入通院は、ご家族で行っていただきます。また医療費の負担はご契約者負担

となります。

※施設内で発生した新型コロナウイルス感染症等による入通院費及びそれに付随する費

用も含まれます。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、月締めとし、翌月請求させていただきますので、下記の方法にて

翌月末までにお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み（※振込手数料は、ご契約者負担となります。）

沼津信用金庫富士岡支店 普通預金 988448

口座名義人 社会福祉法人 富岳会 理事長 山内 剛

イ. 金融機関口座からの自動引落とし

(沼津信用金庫、JA 富士伊豆、ゆうちょ銀行、スルガ銀行)

ウ. 現金（※おためし利用料及びレクリエーション活動で生じる費用）

※やむを得ない事情で利用料金を現金で支払う場合、入金時の手数料はご契約者負担となります。

### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新た

なサービスの利用を追加することができます。この場合にはなるべく早く事業者に出してください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサー

ビスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付窓口

苦情受付担当者	大野 正雄
苦情解決責任者	東海 養一
受付時間	8：00～17：00
電話番号	0550－87－5550

- 基本手順 ①苦情の受付 ②苦情内容の確認 ③苦情解決責任者へ報告
- ④苦情解決に向けた対応の実行 ⑤原因究明 ⑥再発防止改善の措置
- ⑦苦情解決責任者への最終報告

また、苦情受付ボックスを食堂に設置しています。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

御殿場市役所長寿福祉課	所在地 御殿場市萩原 483 番地 電話番号 0550－82－4134 FAX 0550－84－1046 受付時間 8：30～17：15
裾野市役所介護保険課	所在地 裾野市佐野 1059 番地 電話番号 055－995－1821 FAX 055－992－3681 受付時間 8：30～17：15
国民健康保険団体連合会 事業部介護保険課	所在地 静岡市葵区春日 2 丁目 4 番 3 4 号 電話番号 054（253）5590 受付時間 8：30～17：15（土日祝祭日を除く）
静岡県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 静岡市葵区駿府町 1－70 電話番号 054（653）0840 受付時間 8：30～17：15

## 7. 事故発生時の対応について

ご契約者が、指定通所介護サービス利用中に事故、病気等が発生した場合、ご家族、主治医、医療機関及び行政機関等の関係機関にご連絡し、速やかに対応していきます。

## 8. 第三者評価について

実施なし

## 9. 緊急時の対応について

サービス提供時にご契約者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等必要な措置を講じます。

## 10. 身体拘束の禁止

原則として、ご契約者の自由を制限するような身体拘束を行なわないことを約束します。

但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前にご契約者及びそのご家族へ十分な説明をし同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護事業所 富岳ギャザーホーム

説明者 職 名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 御殿場市  
氏 名 印

代理人 住 所  
氏 名 印

### <重要事項説明書付属文書>

#### 1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 3 階

(2) 建物の延べ床面積 3422.14 m<sup>2</sup>

(3) 事業所の周辺環境 \*

(騒音、日当たり等)

#### 2. 職員の配置状況

##### <配置職員の職種>

介護職員... 5名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員...1名の生活相談員を配置しています。

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員... 1名の看護職員を配置しています。

主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行

います。

機能訓練指導員...1名の機能訓練指導員を配置しています。

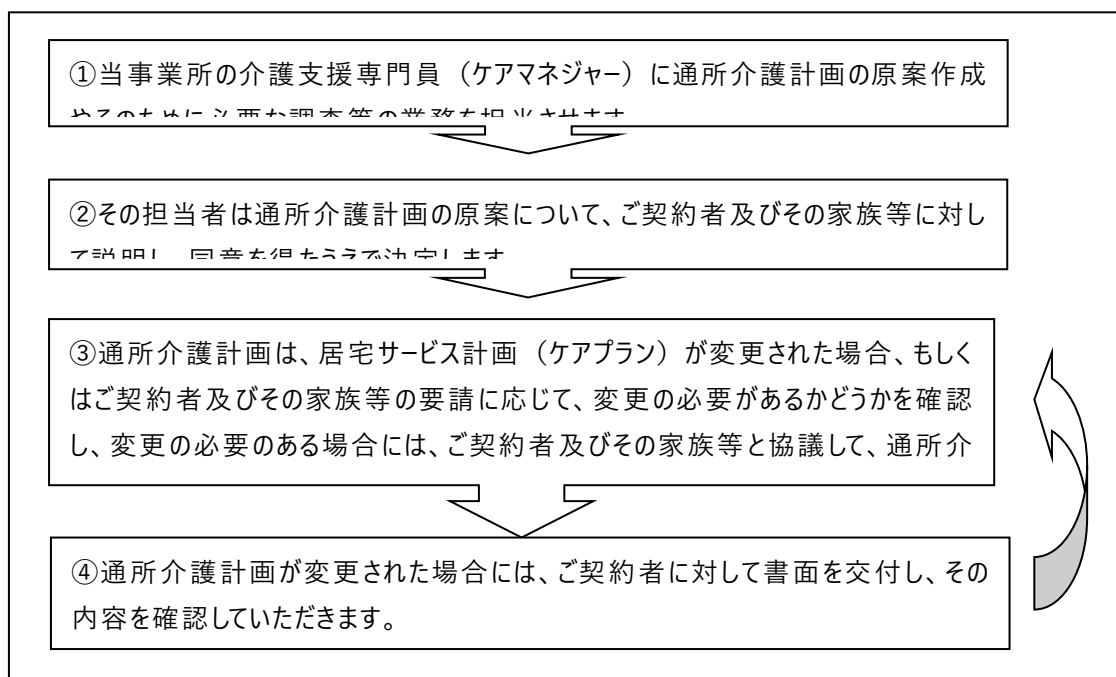
ご契約者の機能訓練を担当します。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケア

プラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契

約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、主治医又は看護職員と連携のうえ、ご契約者もしくはご家族から聴取、確認します。

- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）。ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。尚、個人情報の取扱いについては、厚生労働省の定める【個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン】を用いるものとする。  
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑥事業者は虐待防止委員会を中心として虐待防止の活動を展開します。
- ⑦事業者は感染症の発生、又はまん延しないように委員会の設置・指針の整備・研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

## 5. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

### (3) その他

○ご契約者またはその同居家族に体調の変化があった場合は、事業所にご連絡ください。

○事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

## 6. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 15 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前（※最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合

- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## （２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## （３）契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。